

委員会提出議案第2号

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例の設
定について

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように設
定するものとする。

令和6年（2024年）3月21日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 中野宏基

（提案理由）

議会に係る手続のオンライン化等に対応した標準委員会条例
の改正に準じ、所要の規定を改正するため、提案するものであ
る。

豊中市条例第 号

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊中市議会委員会条例（昭和34年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1条～第9条（省略）</p> <p>第10条（委員長の職務権限）</p> <p>第11条～第14条（省略）</p> <p>第14条の2（開会方法の特例）</p> <p>第15条～第17条（省略）</p> <p>第18条（傍聴の取扱）</p> <p>第19条～第31条（省略）</p> <p>附則</p> <p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、議会にはか<u>って</u>定める。</p> <p>3・4（省略）</p> <p>（特別委員会の設置等）</p> <p>第6条 特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため必要がある場合に おいて議会の議決によりこれを設ける。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、設置の都度議会にはか<u>って</u>定める。</p> <p>3（省略）</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第9条（省略）</p> <p>第10条（委員長の議事整理権・秩序保持権）</p> <p>第11条～第14条（省略）</p> <p>第14条の2（委員会の開会方法の特例）</p> <p>第15条～第17条（省略）</p> <p>第18条（傍聴の<u>取扱い</u>）</p> <p>第19条～第31条（省略）</p> <p>附則</p> <p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、議会に<u>諮</u>って定める。</p> <p>3・4（省略）</p> <p>（特別委員会の設置等）</p> <p>第6条 特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため必要がある場合に おいて議会の議決で置く。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、設置の都度議会に<u>諮</u>って定める。</p> <p>3（省略）</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)</p> <p>第9条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を<u>決めて</u>、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(委員長の職務権限)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(開会方法の特例)</p> <p>第14条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。この場合において、委員長は、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認、自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、委員は、あらかじめ委員長の許可を得てオンラインにより委員会に出席することができる。</u></p> <p>3 <u>オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、豊中市議会会議規則に定めるもののほか、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事</p>	<p>(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)</p> <p>第9条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を<u>定めて</u>、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(委員長の議事整理権・秩序保持権)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第14条の2 委員長は、<u>重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難で、かつ、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密性は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に<u>出席して</u>、発言することができる。</p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第18条 委員会は、議員の<u>ほか委員会</u>の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンラインを活用した委員会については、この限りでない。</u></p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用い<u>ないで委員会にはか</u>って決める。</p> <p>(議事妨害及び離席の禁止)</p> <p>第21条 (省 略)</p> <p>2 委員は、会議中<u>は、</u>みだりに離席してはならない。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号、<u>以下「法」という。</u>)、豊中市議会会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終る</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に<u>出席し</u>、発言することができる。</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第18条 委員会は、議員の<u>ほか、委員長</u>の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用い<u>ないで委員会に諮</u>って決める。</p> <p>(議事妨害及び離席の禁止)</p> <p>第21条 (省 略)</p> <p>2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、豊中市議会会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終わる</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聞こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 (省 略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を<u>こえて</u>はならない。</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を<u>こえ</u>、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 (省 略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、<u>第26条、第27条及び第28条</u>の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p>	<p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聴こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 (省 略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を<u>超えて</u>はならない。</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を<u>超え</u>、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 (省 略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を<u>調製</u>させ、これに署名又は押印しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の記録は、電磁的記録（法第123条第1項に規定する電磁的記録をいう。）</u>によることができる。<u>この場合における前項の署名又は押印については、同条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の記録は、速記法によらないことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の記録は、議長が保管する。</u></p>	<p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を<u>作成</u>させ、これに署名又は押印しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。